

内野小 いじめ防止基本方針

浜松市立内野小学校

はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。なぜならいじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を踏みにじる許されざる行為だからです。いじめに関係した児童それぞれに自覚があるないに関係なく、その行為は時として命に関わる事態を招く可能性もあるのです。いじめを受けている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要があります。

いじめから子供を守るためには、学校・保護者・地域が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たさなければなりません。また、子供自らは、互いを認め合い、よりよい人間関係を築くことで、いじめのない環境をつくり出す推進者であることも自覚しなければいけません。

いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関係する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法の趣旨を踏まえ、国・市の基本方針を参考にして、内野小におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するために、「内野小いじめ防止基本方針」を策定します。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、内野小においていじめのない学校が構築されることを目指していきます。

1 いじめ防止のための基本的な方向性

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされ、起こった場所は学校の内外を問わない、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。(文部科学省)

(2) いじめの理解

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も学校・保護者・地域の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子供は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失う等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

いじめは、どの子供にも、どこでも起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかったり閉鎖的だったりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要だと捉えています。

(3) いじめの考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての子供を対象とした対応をしていきます。

いじめが起きたとき、被害者が傷付いているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することを目指していきます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが大切です。学校・保護者・地域で、健やかでたくましい子供を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない子供を育てていきたいと考えています。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切な対応を心掛けます。学校や保護者、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 組織および運営について

① 取り組む主な内容

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施
- ・取り組みのチェックや成果の検証
- ・個別事案に対応している「対策チーム」への助言

② 名 称 生徒指導・いじめ対策委員会

③構成員

委員長	校長
副委員長	教頭・主幹教諭・生徒指導主任・いじめ対策コーディネーター 発達支援コーディネーター
委員	全教職員・養護教諭・事務主任
特別委員	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

④実施月

毎月 【4月、9月、2月（いじめ予防研修）】

（2）未然防止の具体策

- 毎月1回「心の日」を設定し、人が嫌がること（身体的暴力・言葉の暴力、無視、仲間外れ等）をしない言わない思いやりの心や命を大切にする心を育む指導をする。また、友達と触れ合ったり、友達の良さを見付けたりする時間とする。
 - ・人が嫌がることはどんなことがあってもしてはいけないこと、いじめられている人を見たら、黙っていないことを指導する。（止める。大人に言う。）
- ※心の日：朝8：00～8：10の10分間
- 年間1回、道徳の授業公開を行い、保護者への啓発を図る。
- 学期に1回程度、生徒指導・いじめ防止に関する校内研修を行い、教職員の意識の向上を図る。外部からの講師を招き、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容の研修を進めていく。
- 毎月1回、打ち合わせ後に生徒指導・いじめ報告会を行い、校内で起きた生徒指導案件の対応について、全職員で共通理解を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校外の専門家との連携に努める。
- 月に一度、教育相談日を設け、教育相談を希望する保護者や児童と話し合いの場を持つ。
- 職員室前に相談ポストを設置し、児童や保護者が誰にでも相談することができるように努める。

（3）早期発見・早期対応

①定期的なアンケート

暴力行為とともに、いじめは、どの子供にも、どこでも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという意識を持ち、アンケートを行う。

2か月に1回程度「学校生活アンケート」を行い、そのアンケートをもとに、必要に応じて個別面談や指導を行う。担任に限らずどの教師でも相談できるように、児童・保護者が相談相手の指定をできるようにする。

②チームで対応

- ・いじめを見逃さない。問題と感じたら学年主任、生徒指導主任、教頭へ連絡する。
- ・いじめを放置しない。気付いた教師、学年主任は速やかに子供の思いを受け止め、生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は関係職員を集めて、情報を共有し、対応を打ち出す。

いじめ発見・発覚・訴え

本人からの訴え・周りの友達・保護者からの訴え・アンケートなどから入手



15分以内

第一報

今分かっていることを教頭・主幹・生徒指導主任・学年主任に伝え、対応の指示を受ける。



初期対応 当日

校長指示の下、担任・学年主任・生徒指導主任・養教等が初期対応（他児童への聞き取り等）を行う。



方針の明確化

対策チームを作り、ケース会議を開く。



※対策チームのメンバー（適宜）
校長・教頭・主幹・生徒指導・学年主任・担任
養教・前担任・関係職員・スクールカウンセラー等

対応

チーム対応
・保護者との連絡・相談
・外部機関との連絡・相談



※当事者の保護者には、きちんと事実関係を説明し、学校の指導の見通しを伝える。（加害者・被害者・周りの児童によって意見が違う場合も、事実として確定する。）

経過観察・背景改善

※いじめを受けた児童…定期的な声掛け、面談等
いじめた児童 …行動改善の示唆・支援
周りの児童 …よりよい集団作りへの役割等



一定の解消

※表れとしてのいじめの消失、本人が不安なく学校に来ることができる状況



解消

※いじめられた児童が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

3 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 子供が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- いじめが原因で子供が相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- 子供や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けます。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにします。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(3) 情報の提供

○いじめに関わった子供及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

○調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

(4) 報告・再調査

○再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行います。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめに関わった子供及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

○再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により浜松市いじめ問題再調査委員会(仮称)を設置します。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命します。

その際、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者とします。

なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。

○再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。

市長、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行います。

必要な措置としては、教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の追加配置等の支援等を行います。

市長事務部局は、いじめ防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の措置並びに青少年健全育成の観点に基づく措置を行います。